

堺北ロータリークラブ慶弔規定

会員及び家族その他のお見舞い並びに弔電に関する規定を下記のように定める

1. お見舞い

	事 由	摘 要
本クラブ会員	長期にわたる疾病療養 (長期とは会長幹事の判断により概ね3ヶ月とする)	果物かご等

2. 死 亡

該当者	香典	供花	弔電	弔 問						通知連絡			
				密 葬			本 葬			クラブ代表者	委員長	全会員	
				クラブ代表者	委員長	全会員	クラブ代表者	委員長	全会員				
クラブの会員	10万円	◎	◎	◎	◎					◎			◎
会員の配偶者	3万円	◎	◎							◎			◎
会員の両親(遠隔地居住を問わない)及び会員の配偶者の同居両親並びに会員の同居子女	1万円	◎	◎							◎			◎
ガバナー パストガバナー 堺の他RC会長			◎										◎
堺の他RC会員													
堺の他RC会員の配偶者													

付 記

- i. クラブ代表者とは、会長・副会長・幹事に理事・役員を含める。
- ii. 委員長とは、本人の所属する委員会の長とし、副委員長・親睦委員長又は知人の会員これを代行することが出来る。
- iii. 弔電は差出人を会長とする。
- iv. 供花は、式場の相場に合わす。
- v. 香典・供花を辞退される場合でも香典は基本的に渡す。
- vi. 会員の両親子女で遠隔地に居住する人及び会員配偶者の別居両親については、弔電を送り全会員に報告する。
- vii. お通夜は密葬に準ずる。
- viii. 名誉会員、その他特に必要と認めた場合については、この規定を適用せずその都度会長・副会長・幹事協議のうえ決定する。
- ix. この規定の細目変更については、理事会の承認を必要とする。

(堺北ロータリークラブ慶弔規定)

1. 2018年8月3日 制定